

平成23年6月6日

国立大学法人福島大学
学長 入戸野 修 殿

監事 田原博人



監事 高橋宏和



平成22年度期末監事監査の結果について（報告）

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項、同法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条及び国立大学法人福島大学監事監査規則第2条の規定に基づき、平成22年4月1日から同23年3月31日までの本学の業務及び会計について監査を行いました。

監査の結果について、国立大学法人福島大学監事監査規則第9条第1項の規定により、別紙のとおりご報告いたします。

(3) 監査方針

- ① 平成22年度年度計画、予算、収支計画等の実施及び期末時点での達成状況について、書面及び実地、質問等により、諸業務が大学の理念・目標に沿って、適正かつ合理的、効率的に行われているかについて監査を行った。

あわせて、中期目標・中期計画の達成状況及び21年度期末監査における指摘事項、22年度における重点的取組と成果等についても監査するとともに業務全般にわたり幅広い観点で意見交換を行った。

- ② 平成22年度財務諸表等が、関係法令・諸規程及び国立大学法人会計基準等に基づき、社会への説明責任と高い透明性をもって適正に作成されているか否かについて、財務担当者から意見聴取するとともに、会計監査人が行った監査の方法と結果の相当性について監査した。

(4) 監査実施者

- | | | |
|----------|-----|-------|
| ① 監査員 | 監事 | 田原博人 |
| | 監事 | 高橋宏和 |
| ② 監査補助職員 | 監査室 | 大和田雄司 |
| | | 菅野徳裕 |
| | | 水野新次 |

2. 監査の結果

(1) 業務監査

当該事業年度においても、各般にわたる大学業務の質の向上に向け、教職員一体となって「教育重視の人材育成大学」を目指し、計画に沿った様々な事業の推進に努めていることが認められる。と同時に、大学運営の在り方など更なる発展に向けた課題も見えてきた。この点に関して特に留意すべき点として、「4. その他留意すべき事項」において記載した。

(2) 会計監査

当該事業年度においても、事務処理体制の整備と実務能力の着実な向上により、財務会計システムは安定的に運用され、会計処理は適正かつ効率的なものと認められる。また、内部監査体制も適切かつ効果的に実施されており、財務担当部署への実地監査及び会計監査人との意見交換等により、予算の執行及び決算の状況の把握に努めた。

その結果、会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であり、財務諸表等は、透明性をもって当該事業年度に関する有用な会計情報を適正に表示しているものと認める。

3. 是正または改善を要する事項

国立大学法人法第 11 条第 5 項にいう是正または改善に係る意見は特にありません。